

学校等施設の耐震化に係る財政支援制度の拡充を求める意見書

東日本大震災では多くの学校等施設で被害が発生し、福島市においても、小中学校、幼稚園合わせて九十五施設のうち、八十八施設が被災した。福島市の小中学校施設の耐震化率は平成二十三年度末現在五十八・三％で、全国の小中学校の耐震化率八十一・三％を大きく下回っており、震災及び原子力災害の対応による厳しい財政状況の中で、国の学校施設環境改善交付金を活用しているものの、財源の確保に苦慮している状況である。平成二十年の地震防災対策特別措置法の改正により、大規模な地震による倒壊又は崩壊の危険性が高い学校施設に関する特例として、耐震補強事業の国庫補助率が従来からの二分の一から三分の二に引き上げられ、また、震災後の平成二十三年三月にはその適用期間も平成二十七年末まで延長されているが、対象となる建物は構造耐震指標、いわゆるIs値が倒壊または崩壊する危険性が高いとされる〇・三未満のもののみであり、Is値が〇・三以上の建物に対しての国庫補助率は従来どおり二分の一のままである。

政府は平成二十七年末までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させるという目標を明確化しており、児童生徒の生命を守り、災害時の避難所としての安全性を確保するためにも、学校施設の耐震化を早急に進めなければならない。

よって国においては、すべての公立学校において一刻も早く耐震化が図られるようにするため、Is値が〇・三以上の施設も、〇・三未満の施設と同様の補助率に引き上げるなど、財政支援制度のさらなる拡充を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕谷悦功

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務省大臣
文部科学大臣
あて